

引取業者の役割分担について

1. 基本的考え方

自動車リサイクル法のリサイクルシステムは、所有者が引取業者に使用済自動車を引き渡すことから始まっており、引取業者の役割は重要である。このため、自動車リサイクル法第4条第2項に「引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。」とされている。

しかしながら、ユーザーが自動車を手放す際、使用済自動車か中古車かの区分を意識せずにディーラー等に引き渡す実態もある。この場合には、ディーラー等が引取業者として当該車両を扱っているか否か不明瞭となっている。また、ディーラー等が中古車として下取ったものの、当該ディーラー等又は転売先の解体業者において使用済自動車となった場合、所有権もそれらの事業者まで移転されることとなるため、結果として、法制定当初ユーザーが負担すると想定されていたリサイクル料金を、引取業者や解体業者が負担する事態も生じている。

自動車を最後に利用したユーザー（以下、「最終ユーザー」という。）を最終の所有者と想定し、その義務と権利として、①自動車リサイクル法上のリサイクル料金の負担、②道路運送車両法の抹消登録等、③車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付、等がある。このため、最終ユーザーと引取業者との間で、当該自動車が中古車として取引されたのか使用済自動車として取引されたのかを明確にして自動車の引取りが行われることが、ユーザーの適切な費用負担を担保し、リサイクル制度における透明性、信頼性を確保する上で極めて重要である。

したがって、改めて引取業者の役割を確認し、関係者の中で徹底するとともに、引取行為をより明確化するための方策が必要ではないか。

2. 現状

現状においては、ユーザーが所有する車を手放す際、ディーラー等において、使用済自動車として引き取られるよりも中古車として下取りされ、オークショ

ン会場等を経由して最終的に解体業者において使用済自動車として引き取られる場合が多い。

そのため、引取業者が最終ユーザーとの間で直接の引取行為を行わないケースが多く見られ、法制定当初に期待された、最終ユーザーとの接点としての機能が十分に発揮されていない。

自動車リサイクル法第4条第2項には、「引取業者は、(中略)自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるように努めなければならない。」とあり、ユーザーに対する使用済自動車か否かを判断するための情報を提供することは必要であると考えられる。平成17年8月に経済産業省及び環境省が発出した「使用済自動車及び中古自動車の取引に当たっての確認事項」においては、「中古車であるか使用済自動車であるかは、一義的には所有者の意思に基づき決定されることが基本であり、また、当該自動車の客観的な状況にもよるものである。したがって、引取業者は当該自動車の客観的な状況も踏まえつつ最終所有者と相談の上、合意に達することが不可欠である。」とされている。ディーラー等の引取業者は一般ユーザーよりも豊富に情報を有しているが、ユーザーが使用済自動車か否かを判断するために有効なものも含まれているのではないかと考えられる。

また、ディーラー等が最終ユーザーに対して中古車か使用済自動車かを明らかにせずに引き取った場合、ユーザーは使用済自動車と認識していたにも関わらず、ディーラー等が中古車として引取り、双方に認識の齟齬が生じることもある。このような認識の齟齬によっては、リサイクル料金の授受のトラブルが発生することもあるが、こうした事態は使用済自動車か中古車かの区分を明確にすることで未然に防止されうる。

一方、平成20年度に実際に引取業務を行った実績のある事業者は、登録数約8万事業者に対して約3万事業者であり、引取行為を行っていない登録事業者が多数存在することを示している。自動車リサイクル法第9条第1項において、「引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、(中略)その引取を求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない」とされており、実績のない引取業者であっても、求めがあった場合には円滑に引取りを行えるよう、引取行為に習熟している必要がある。

3. 検討課題

改めて、引取業者においてその役割分担を徹底すべきではないか。その中で、

- 1) 所有者が、下取りの段階で中古車として引き渡すか使用済自動車として引き渡すかを判断するに当たり、どのような情報が必要となるか整理すべ

きでないか。また、ユーザーが判断をする際に、それらの情報について、引取業者が所有者に提供すべきではないか。

- 2) ディーラー等の引取業者の資格を有する者が自動車を引き取る際に、中古車としてか使用済自動車としてかを書面で確認し、自動車ユーザーに確実に判断を促すようにするべきではないか。
- 3) 引取業者の教育システムの構築など、引取業者の資質の維持向上に努める方策を検討すべきではないか。